

(3) 担当部署

計画の担当部署	名称	東京都水道局多摩水道改革推進本部立川給水管理事務所施設課設備管理担当
	電話番号等	042-548-5481
公表の担当部署	名称	東京都水道局総務部企画調整課環境・エネルギー施策担当
	電話番号等	03-5320-6333

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス： http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/
	窓口で閲覧	閲覧場所：
		所在地：
		閲覧可能時間
	冊子	冊子名：
		入手方法：
その他	アドレス：	

(5) 指定年度等

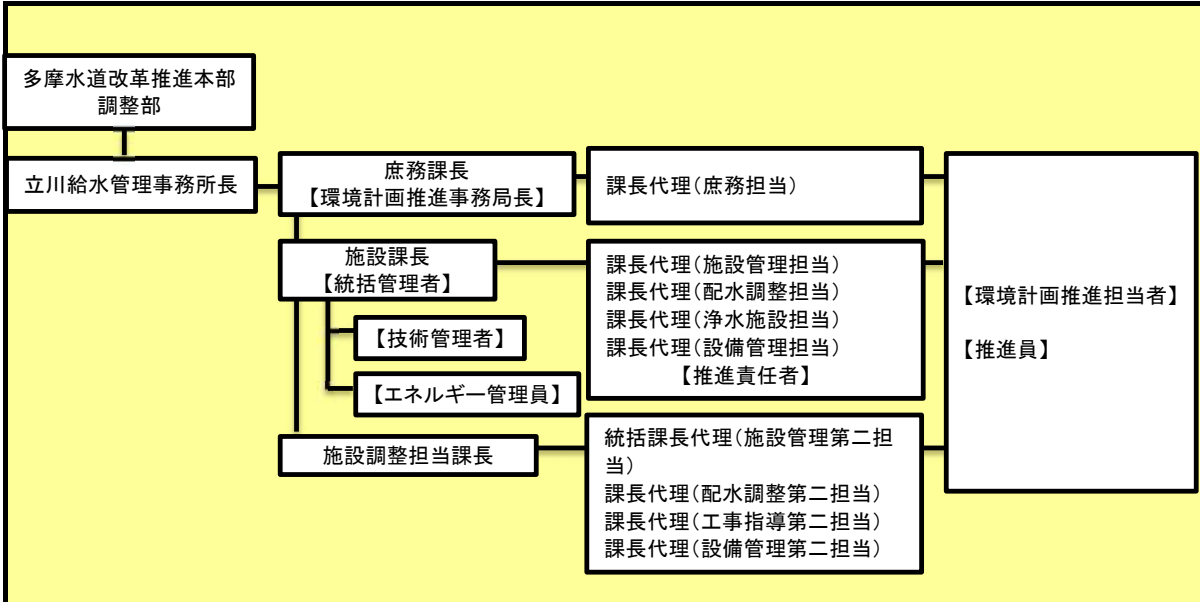
指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の使用開始年月日	1985	年	7	月		日
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度							

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」で定める、第四削減計画期間における総量削減義務履行の達成を目指し、実効性ある対策を着実に取り組んでいきます。
 具体的には、ポンプ設備や照明設備の効率化を環境5か年計画（令和7年3月策定）に基づき、計画的に推進します。
 また、省エネの取組が進んでいる大規模事業所についてはトップレベル事業所認定の拡大を図るなど、制度を活用した取組も進めていきます。

再エネの導入・利用に関する取組みについて：
 太陽光発電設備や水力発電設備を環境5か年計画（令和7年3月策定）に基づき、積極的に導入します。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2025 年度から 2029 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	積極的な高効率設備への更新などを行うことにより、総量削減義務（48%見込み）の削減を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素の排出抑制のため、節水を積極的に行う。 また、変圧器等電気機械器具の使用に伴う温室効果ガス排出抑制のため、機器の保有状態の把握を的確に行うとともに、使用機器の保守点検を適切に行う。		
削減義務の概要	基準排出量	4,909 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	II
	排出上限量 （削減義務期間合計）	12,763 t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	48%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2030 年度から 2034 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	再生可能エネルギーの利用を拡充し、第四計画期間以上の削減を達成することを目標とする。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素の排出抑制のため、節水を積極的に行う。 また、変圧器等電気機械器具の使用に伴う温室効果ガス排出抑制のため、機器の保有状態の把握を的確に行うとともに、使用機器の保守点検を適切に行う。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
特定温室効果ガス （エネルギー起源 CO ₂ ）		5,639	5,931	6,005	5,057	4,523
その他ガス	非エネルギー起源 二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン （CH ₄ ）					
	一酸化二窒素 （N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン （HFC）					
	パーフルオロカーボン （PFC）					
	六ふっ化いおう （SF ₆ ）	4	4	4	4	4
	三ふっ化窒素 （NF ₃ ）					
	上水・下水					
合計		5,643	5,935	6,009	5,061	4,527

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
延べ面積当たり 特定温室効果ガス 年度排出量	1,208.4	1,271.0	1,286.8	1,083.7	969.2

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

	前削減計画期間	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
変更年度						

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	II
----------	----

(4) 削減義務期間

2020年度から 2024年度まで

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定	○	○	○	○	○

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	4,909	4,909	4,909	4,909	4,909	24,545
	削減義務率 (B)	12.50%	12.50%	12.50%	12.50%	12.50%	
	排出上限量 (C = Σ A-D)						21,480
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						3,065
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	5,639	5,931	6,005	5,057	4,523	27,155
	排出削減量 (F = A - E)	-730	-1,022	-1,096	-148	386	-2,610

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	<input type="checkbox"/> 削減対策	<input type="checkbox"/> 床面積の増減	<input type="checkbox"/> 用途変更
	<input type="checkbox"/> 設備の増減	<input checked="" type="checkbox"/> その他	
具体的な増減要因	温室効果ガスの排出に係わる配水ポンプの運転は、局の方針に準拠するため、独自の運転計画が立てられない状況である。 このため、全体の水需要の変動によるエネルギー使用量の増減が、温室効果ガス排出量の増減につながる。		

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
	【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】				
1	130200	13_空気調和設備の効率管理	空気調和設備の定期的な保守及び点検の実施	実施済	
2	130200	13_空気調和設備の効率管理	空気調和設備の季節に合わせた設定値の適正管理	実施済	
3	150300	15_事務用機器等の管理	不要時に事務用機器の電源を切る	実施済	
4	370700	37_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	ポンプ設備の効率化 速度制御装置のインバーター化	実施済	
5	370700	37_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	建築附帯設備の省エネルギー化	実施済	
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No.	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
17					
18					
19					
20					
	(再生可能エネルギーの設備導入及び利用の状況)				
71					
72					
73					
	【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】				
81					
82					
83					
	【排出量取引の計画及び実施の状況】				
91					
92					
93					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

東京都水道局環境計画等に基づき、主に以下の取組を実施してきました。

<主な取組>

（1）省エネルギー対策

施設や設備の更新に合わせ、ポンプ設備の効率化や高効率照明の導入を進め、エネルギーの効率化を図ってきました。

（2）再生可能エネルギーの活用

太陽光、小水力発電を導入し、その発電量は大規模事業所において自家消費するとともに、大規模事業所以外においては「再エネクレジット」として削減義務の履行に充ててきました。

（3）トップレベル事業所等認定

第一計画期間においては、平成22年度に稲城ポンプ所が、平成23年度は淀橋給水所、練馬給水所、和田堀給水所、羽村導水ポンプ所が認定されました。

第二計画期間においては、平成28年度に八坂給水所、淀橋給水所、練馬給水所が、平成29年度に羽村導水ポンプ所、稲城ポンプ所が、平成31年度に日野増圧ポンプ所が認定されました。

第三計画期間においては、令和2年度に練馬給水所、稲城ポンプ所、令和3年度に八坂給水所、淀橋給水所、令和4年度に羽村導水ポンプ所、朝霞浄水場（埼玉）、令和6年度に日野増圧ポンプ所、拝島給水所、板橋給水所が認定されました。

<第一計画期間の実績>

第一計画期間は、6%の削減義務を達成するとともに、超過削減クレジットを確保しました。

<第二計画期間の実績>

第二計画期間は、15%の削減義務を達成するとともに、超過削減クレジットを確保しました。

再エネの導入・利用に関する取組みについて：

（1）再生可能エネルギー由来電力の調達

令和6年度より、三郷浄水場（埼玉）及び朝霞浄水場（埼玉）にて、100%水力発電由来のグリーン電力であるアクアプレミアムの調達を行うことで、当局使用電力に占める再生可能エネルギー利用割合を向上させ、CO2削減を図ってきました。